

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
 http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

金融不況、信用バブルの崩壊と言われている今の「逆境」は、これまでのアンバランスを修正する新たな挑戦の場、成長のチャンスとして捉えることが必要です。お客様のニーズを見極め、モノを作ったりサービスを通して、満足や感動を提供し信頼を得るというビジネスの原点に戻り、これを地道に継続することです。

「会社は株主のもの」、「グローバル・スタンダード」と言われたものは、目先の利益のみを追求するあまり、実体を超えて、無理に作り出した信用を転売しました。

信が問われる時代が来たようです。

私の書棚より

○戦略なきままの安売りをするぐらいならビジネス自体をやめればいい。企業業績を決めている要は価格です。そして、その価格を決めているものは社長の挑戦する姿勢の有無です。

○リスクを最小限にする方法は人の言っていることをうのみにしないで勉強を続けることです。

「会社にお金が残らない本当の理由」
岡本吏郎著 フォレスト出版

税務アンテナ

□前期まで免税業者だった事業者が、当期から課税事業者になる場合には、売上と仕入を対応させるために、原則課税で消費税額を計算する際に、期首在庫に含まれる消費税額も仕入税額控除が認められています。ただし、原則課税を適用している事業者が、翌期から免税業者になる場合には、翌期の課税されない売上と対応させるために、期末在庫のうち、当期中に仕入れたものについては、当期の仕入税額控除はできないことになっています。

□平成 20 年 4 月 1 日以後に契約を締結する所有権移転外ファイナンス・リースが売買とみなされ、消費税の上でも、リース契約時にリース料総額を一括で仕入税額控除するようになりました。しかし、中小企業では、原則は売買処理ですが、例外的に賃貸借処理も認められていました。この場合でも、消費税の扱いはリース料総額を一括で仕入税額控除するのですが、会計処理上、リース料を賃貸借処理している場合に限り、リース料の支払いの都度に仕入税額控除することが認められることになりました。

税務に関するご質問をお受けしております。
お気軽にお問い合わせ下さい。

1月の税務スケジュール

10日	○ 12月分の源泉所得税の納付 (休日につき 13日)
20日	○ 特例適用者の7月～12月分の源泉所得税の納付
31日	○ 11月決算法人の確定申告 ○ 21年5月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 21年2月、5月、8月決算法人の消費税中間申告 (休日につき 2月 2日)
31日	○ 源泉徴収票の交付 ○ 支払調書の提出 ○ 償却資産の申告 ○ 給与支払報告書の提出 ○ 1月決算法人の消費税各種選択届出書提出 (休日につき 1月 30日)

今月の贈る言葉『忍耐は仕事を支える一種の資本である』 by バルザック